

令和5年度 竹原市結婚新生活支援事業補助金 Q & A

=婚姻について=

Q 1. 対象年齢は、いつ時点での年齢を指しますか？

- A. 申請時に提出の、「婚姻届受理証明書」または、婚姻後の「戸籍謄本」等に記載されている、婚姻日時点での満年齢です。夫婦ともに39歳以下の世帯が対象です。
なお、年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されることにご注意ください。

Q 2. 令和5年3月31日以前に入籍した場合は対象になりますか？

- A. 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に、婚姻届を提出し、受理されている場合は対象になります。

Q 3. 竹原市外で婚姻届を提出し、受理されている場合は対象になりますか？

- A. 対象になります。ただし、交付申請時において、夫婦の双方の住民票の住所が申請に係る住宅の住所（竹原市）となっている必要があります。

Q 4. 再婚の場合は対象になりますか？

- A. 対象になります。ただし、夫婦の双方または一方が、過去にこの補助金（他の市区町村による類似の補助を含む）の交付を受けていないことが必要です。

Q 5. これから婚姻届の提出や引越し等を予定している場合、事前に申請できますか？

- A. 事前に申請はできません。実際に、引越しや婚姻がなされ、対象費用の支払いを終えた後、必要書類が全て揃った時点で申請が可能となります。

=所得について=

Q 6. 所得は、どの時点の課税（所得）証明書を見ればいいですか？

- A. 令和4年分の合計所得金額が記載された課税（所得）証明書を確認してください。
源泉徴収票では受け付けできません。
また、夫婦二人の合計所得金額の合算が、500万円未満の世帯が対象です。「収入」ではなく「所得」ですので、ご注意ください。

Q7. 婚姻を機に夫（妻）が離職し無職となった場合は、所得はどう算出されるのですか？

- A. 夫婦の双方または一方が離職し、申請時において無職の場合についても、Q6に記載の課税（所得）証明書により、夫婦二人の合算所得を算出します。

=対象経費について=

Q8. どのような費用が対象になるのですか？

- A. ①住宅取得費（竹原市内の住宅を購入した費用）
②住宅賃貸費（竹原市内の住宅を賃貸した賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料）
③住宅リフォーム費用（竹原市内の住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用）
④引越し費用（竹原市内に引越しした場合に、引越業者・運送業者に支払った費用）

Q9. いつまでに支払った費用が対象になるのですか？

- A. 申請日までに支払った費用が対象になります（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間）。
申請日以降に支払う予定の費用は対象となりません。

Q10. 家賃等について対象にならない費用はありますか？

- A. 住宅取得費用に関連する土地購入代、住宅ローン手数料、住宅賃貸費用に関連する駐車場代、物件の清掃代、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料等は対象外です。

Q11. 住宅のリフォーム・増改築費用は対象になりますか？

- A. 住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用は、対象になります。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外です。

Q12. 新婚夫婦以外の名義で契約した住宅取得費、住宅賃貸費または住宅リフォーム費は対象になりますか？

- A. 対象になりません。

Q13. 夫（妻）の実家に転入してきたが、補助金の対象になりますか？

- A. 引越し費用があれば対象になります。ただし、対象になるのは引越し業者や運送業者に支払った費用のみで、自分で荷物を運んだ場合のレンタカー費用や友人に頼む等して引っ越した場合にかかった費用は対象外です。
- また、引越費用であることを確認できない費目（不用品の処分費）や荷物を宅配便で送った送料等も対象外です。

Q14. 親などの親族と同居する場合も、補助金の対象になりますか？

- A. 対象になります。ただし、住宅の取得、賃借やリフォームのための契約名義が新婚夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを新婚夫婦のいずれかが行っていることが必要です。

Q15. 婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合や婚姻前から夫婦が同居している物件の場合、補助金の対象になりますか？

- A. いずれの場合も対象となります。ただし、夫婦の一方が婚姻前から賃借していた物件であれば婚姻を契機とした同居開始後に生じた費用に、また婚姻前から夫婦が同居している物件であれば、婚姻後に生じた費用に限り対象になります。一方、婚姻を機に新たに物件を賃借する場合は、契約書等で婚姻を前提に同居していることがわかる場合は、同居開始日から補助対象となります。なお、「同居開始日」は、住民票や賃貸借契約書等で確認できる日となります。

Q16. 婚姻届提出前から同居している場合の、補助金の対象期間は婚姻届提出日以降ですか？

- A. 契約書等で婚姻を機に同居していることがわかる場合は、同居開始日から補助対象となります。

Q17. 婚姻日より前に取得した住宅、実施したリフォームは、補助金の対象外ですか？

- A. 婚姻前の住宅取得は、婚姻日から1年以内に取得したもの、婚姻前のリフォームは、婚姻日から1年以内に発注契約をしたものが対象となります。ただし、住宅取得は引き渡し証明書等、リフォームは契約書、請書により確認できたものに限りです。

Q18. 住宅取得、住宅リフォームの補助について、国の他の住宅に係る補助制度との併用は可能ですか？

- A. 併用不可です。（すまい給付金、住まいの復興給付金、外構部の木質化対策支援事業を除く。）

=その他=

Q19. 住宅手当の支給がない場合でも、住宅手当支給証明書の提出は必要ですか？

- A. 必要です。申請時点で働いている方は全員（夫婦とも、アルバイト、パートも含む）、支給の有無に関わらず提出してください。

Q20. 貸与型奨学金の返済額が分かる書類とは何ですか？

- A. 奨学金返還証明書、または、支払額および支払先が明記された通帳の写しです。

Q21. 生活保護受給世帯の場合も補助の対象になりますか？

- A. 対象になります。ただし、本補助金の対象となる経費（住宅の取得費用および賃貸費用、引越し費用）について、生活保護による生活補助や住宅扶助、その他の扶助などを受給している場合、その部分については対象になりません。

Q22. 複数回、市内で転居した場合、2回目以降の転居に係る費用は補助の対象になりますか？

- A. 上限金額までは対象になります。

Q23. その他、申請時に必要な手続きがありますか？

- A. 結婚新生活支援事業に関するアンケートの提出をお願いします